

郡山市公共下水道整備事業設計施工請負契約約款 新旧対照表

新	旧
<p>(部分払)</p> <p>第 38 条 受注者は、工事の完成前に、この契約に基づく施工の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 13 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）について、次項から第 8 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 1 回を超えることができない。</p> <p>2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係るこの契約に基づく施工の出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(部分引渡し)</p> <p>第 39 条 第 32 条及び第 33 条の規定は、工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 32 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第 6 項及び第 33 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(部分払)</p> <p>第 38 条 受注者は、工事の完成前に、この契約に基づく<u>全ての設計成果物又は施工</u>の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 13 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）について、次項から第 8 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 1 回を超えることができない。</p> <p>2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係るこの契約に基づく<u>全ての設計成果物</u>、施工の出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(部分引渡し)</p> <p>第 39 条 第 32 条及び第 33 条の規定は、<u>設計成果物及び</u>工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 32 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「<u>設計成果物及び</u>工事目的物」とあるのは「指定部分に係る<u>設計成果物及び</u>工事目的物」と、同条第 6 項及び第 33 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>